



桑都 テラス

にぎわい広場 利用の手引き

令和7年（2025年）8月

（一財）八王子市まちづくり公社

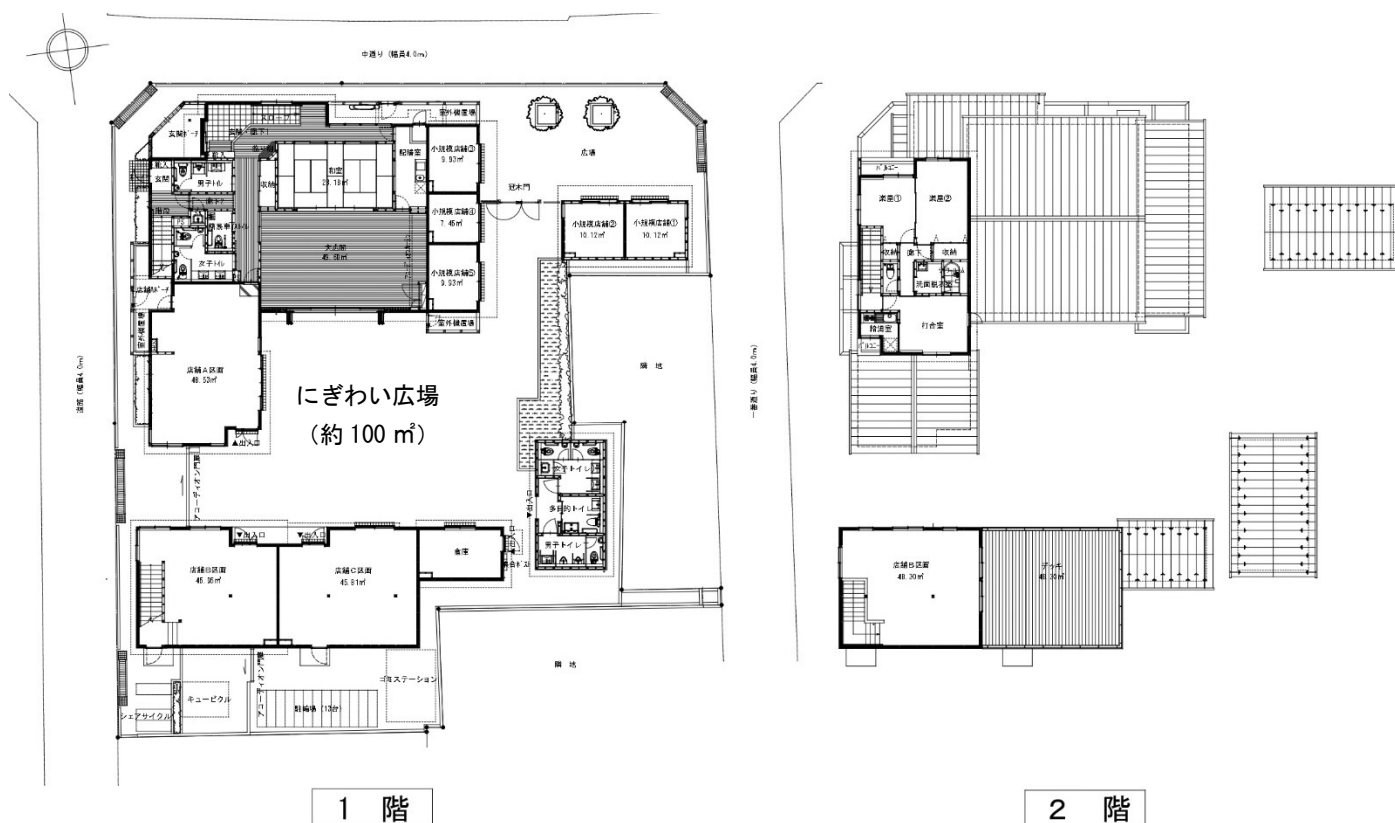
I 桑都テラスの概要

1. 桑都テラスについて

桑都テラスは、伝統文化の体験、発信、新たな老舗と伝統文化人材育成等のコンセプトにより整備された施設です。敷地中央部の広場においてイベントや催しを開催することで、にぎわいの創出を目指します。

2. 桑都テラスの概要

- (1) 施設名 桑都テラス
- (2) 建設地 ハ王子市中町11-8 外3筆
- (3) 敷地面積 929.84m^2 (実測) うち、にぎわい広場約 100m^2
- (4) 延床面積 477.65m^2 (木造1階建て・一部2階建て)
- (5) 施設内容 演芸場、店舗、にぎわい広場など
- (6) 開設時期 令和4年11月26日



3. 利用上の注意

桑都テラスは、いかなる場合でも、次の行為での利用はできません。

- 法令や公序良俗に反する行為
- 宗教、思想等に関する行為（布教や信者獲得等を目的としない公益的・文化的イベントを除く）
- 特定の個人・企業・団体・民族などへの中傷や攻撃を助長するおそれがある行為
- 青少年の健全育成にとって有害となる行為
- 施設、設備等をき損、汚損するおそれのある行為
- 騒音、大声を発する行為
- ごみや汚物の投棄や、悪臭を発生させる行為
- 植物の採取や樹木の伐採
- 暴力団その他反社会的勢力の利用
- 他の利用者や近隣住民、周辺道路の歩行者・車両の迷惑になる行為
- その他、管理運営上、支障があると認められる行為

Ⅱ にぎわい広場の利用

Ⅰ. 一般利用

(1) 利用時間

- 桑都テラスの開館時間は、10:00～24:00です。
- 近隣住民や他の利用者に配慮した利用をお願いします。

(2) 利用上の注意

一般利用では、次の行為での利用はできません。

- 火気の使用
- 自動車・自転車・オートバイの乗入れや駐車・駐輪
- 許可を得ずに、一部又は全部を占有する行為
- 貼り紙や看板の設置
- その他、他の利用者に迷惑となる行為

(3) 注意事項

- 利用許可を得て、桑都テラスを利用する方（占用利用者）には場所をお譲りください。

2. 占用利用

(1) 利用時間 9:00～22:00

- 1時間単位での利用となります。
- 利用時間には、準備・片付けの時間を含みます。

(2) 目的及び内容

にぎわい広場は、下記利用目的及び内容で利用できる施設です。

①利用目的

にぎわい広場では、下記利用目的のいずれかに当てはまる占用利用を許可します。

- ア. 中町花街が育ててきた固有の伝統文化に関するもの
- イ. 八王子で培われた芸能などの発信・伝承・継承に関するもの
- ウ. 歴史的伝統文化・芸能の発表・体験に関するもの
- エ. 西放射線ユーロードで開催されるイベントと連携するもの
- オ. 「まち・なか」で開催されるイベントと連携するもの
- カ. 「多摩産業交流センター」とのアフターコンベンションの場として連携するもの
- キ. 桑都テラスのにぎわいに寄与するもの

②利用内容

にぎわい広場で次の行為をしようとする場合は、占用利用の許可が必要です

- a. 発表会、展示会その他これらに類する催しを行う
- b. 販売業としての動画・写真撮影その他営業行為を行う
- c. 募金、署名運動その他これらに類する行為を行う
- d. 広告物を掲げ、又は散布を行う。
- e. その他、広場の全部または一部を占有する行為

(3) 利用可能範囲

- ① 全面利用 : にぎわい広場全体(約100㎡) ※店舗前及び通路を除く
- ② 小規模利用: 20㎡以内 ※同時に2箇所まで利用可

(4) 利用料金

区 分		項 目	利用料金(税込)
			単価
一時間あたり (9時~22時)	平日	広場使用(全面)	1,300 円
		広場使用 小規模利用(20㎡以内) 同時2箇所まで	260 円/1箇所
		①音響機器使用 全ての時間 ②を併用の場合は2時間減ずる	2,000 円
		②付属設備撤去及び復旧 開始及び終了の2時間	
	休日	広場使用(全面)	2,100 円
		広場使用 小規模利用(20㎡以内) 同時2箇所まで	420 円/1箇所
		①音響機器使用 全ての時間 ②を併用の場合は2時間減ずる	2,300 円
		②付属設備撤去及び復旧 開始及び終了の2時間	

※Ⅰの「1. 桑都テラスについて」に示すコンセプトや方針に則した企画については、利用料を減額または免除することがあります。

※既納の利用料は返金しません。ただし、次の場合は返金します。

- ・ 利用日の31日前までのキャンセル
- ・ 天候その他、不可抗力(荒天、台風、積雪、熱中症特別警戒アラートの発表など)により利用できない場合
- ・ 施設側の都合(工事等)により利用できない場合

3. 使用可能な区域、設備の配置

利用できる設備

- 下記付属設備の利用が可能です。

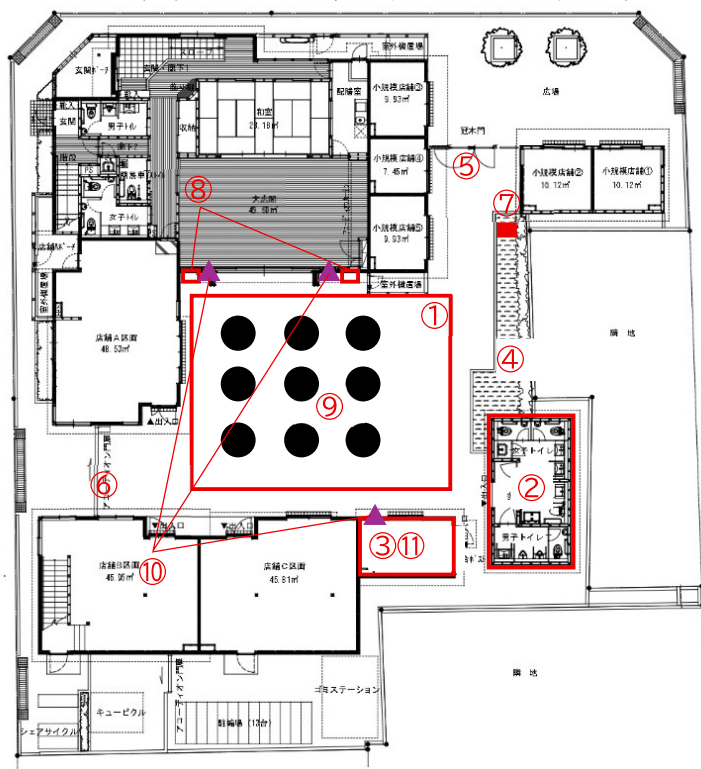
☐ 丸テーブル（直径91cm 高さ72cm）10台	☐ 椅子 60脚
☐ パラソル（直径270cm 高さ235cm）7本	☐ テント（3m×6m）2張

※ テントを利用する場合は、付属設備撤去及び復旧対応の費用がかかります。

※ 使用後は元の位置に戻してください。複数日にわたる利用も同様、一日ごとに撤去し原状に復してください。

※ 施設又は付属する器具を損傷した場合は申し出てください。

- 20㎡以下の利用については、小規模利用として許可しますので、利用希望位置を企画書に示してください。
- 広場東側のトイレは自由にご利用できますが、桑都テラスの来場者及び店舗のお客様や従業員も利用するため、きれいにご利用いただくようお願いします。
- 設備の配置は、通行導線・避難経路の確保を優先してください。
- 火気使用や発電機の持ち込み、電源を使用する場合は、事前申請が必要です。



- ①広場（インターロッキング）
- ②トイレ（男子トイレ・女子トイレ・だれでもトイレ）
- ③倉庫
- ④植栽
- ⑤東側門扉（冠木門）
- ⑥西側門扉
- ⑦水道
- ⑧スピーカー
- ⑨イス、テーブル、パラソル
- ⑩コンセント（3 か所）
- ⑪テント（3m×6m）2 張
（テントは倉庫内に保管）

4. 利用上の注意

次の行為での利用はできません。

- 利用目的・許可内容以外での利用
- 当施設の利用の全部又は一部を第三者へ譲渡・転貸すること
- その他、利用上不適切な行為

※上記の行為が明らかとなった場合は、利用許可を取り消し、またはただちに利用中止し、次回以降の利用を認めません。

Ⅲ 占用利用手続きの流れ

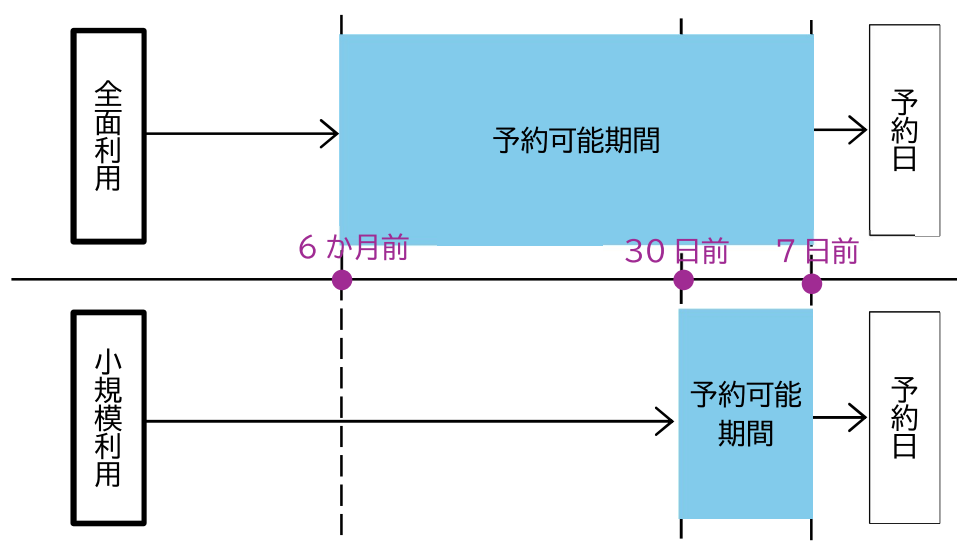
Ⅰ. 予約

(1) 予約窓口

- HCL合同会社(施設運営受託会社)
- 住所：八王子市南町3-17 TOWAビル 1F
- 電話：042(686)0500(代表)
- 受付時間：平日の10:00～17:00(12月29日から1月3日までの年末年始を除く)

(2) 予約可能期間

- 全面利用の予約は、利用する日の6か月前の日が属する月の1日から利用する日の7日前(7日前が土日祝日の場合は直前の営業日)まで受付けます。
- 小規模利用は、利用する日の30日前の日が属する月の1日から利用する日の7日前(7日前が土日祝日の場合は直前の営業日)まで受付けます。
- 受付開始日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、翌営業日からの受付です。
- 八王子市が主催・共催する事業など、受付開始日の前に先行予約を受け付けることがあります。



(3) 予約の申込み

① 予約時の提出書類

- 予約する際は、利用申込書(様式1)及び利用企画書(様式2)を予約窓口に提出してください。

② 予約可能期間開始時の受付

- 予約可能期間の初月初日(営業日)の10:00に、予約窓口で1か月分の予約を受け付けます。
- 同日同時刻の申込みが重複する場合は、次の基準を考慮し、その場で選考させていただきます。

【選考基準の優先順位】

- [1] 公共的団体又は、その関連する団体の利用
- [2] 利用目的に則した利用
- [3] 利用範囲（全面利用、小規模利用は2箇所利用を優先）
- [4] 利用日数（連続した複数日の利用を優先）

※選考しても同率順位の場合は、くじ引きにて決定する。

③予約可能期間開始時以降の受付

- 予約可能期間開始時以降は、空き状況を確認のうえ、予約窓口に来社または電話、メールで予約をし、利用申込書および利用企画書を提出してください。
- 「利用申込書」および「利用企画書」の提出をもって、予約を受け付けます。
- 利用料の支払いまでは仮予約の扱いになります。
- 小規模利用は最大2ヶ所まで利用が可能です。3か所以上を同時に利用することはできません。

2. 予約から利用許可までの流れ

①利用申込書の提出

- 予約時、「利用申込書」および「利用企画書」など必要書類を予約窓口に提出してください。
- 利用申込書の添付書類
 - ・利用企画書（必要な内容が記載されたもの）
 - ・関係機関の許可書の写し（許可がおり次第提出すること）

②利用料の請求

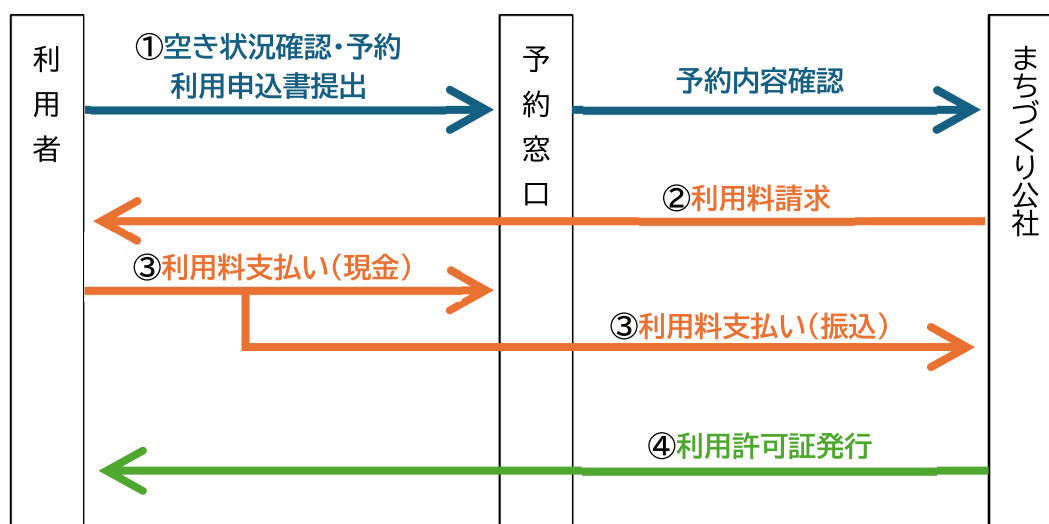
- 予約窓口及びまちづくり公社において利用内容を確認後、まちづくり公社より「利用料金請求書」を送付します。

③利用料金の支払い

- 利用料は、利用料金請求書に基づき、現金の場合は予約窓口、振込みの場合は指定口座への入金によりお支払いください。
- 指定した日までに支払いがない場合は、仮予約を取り消します。

④利用許可証の発行

- 利用料のお支払いを確認後、まちづくり公社より利用許可書を発行します。



3. 関係機関への届出

- 利用者は、法令を遵守し、関係機関が定める期日までに必要な届出・許可申請等を行ってください。(例) 保健所：飲食物等の販売に係る許可申請
- 上記届出書類を関係機関に提出後、関係機関の許可を得た届出書類の写しを利用企画書に添付してください。
- 関係機関の許可が遅れる場合は、利用企画書を提出する際にご説明ください。
※ 万一、届け出の不備により開催ができなくなった場合において、施設側（公社及び予約窓口）は責任を負わず、利用料についても返金しません。

4. 予約の変更や取り消し

- 利用日の変更や取り消しを行う場合、速やかに予約窓口へ連絡してください。
- 既納の利用料金は返金ませんが、次の場合は返金します。
 - ・ 利用日の31日前までの取り消し
 - ・ 天候その他、不可抗力（荒天、台風、積雪、熱中症特別警戒アラートの発表など）により利用できない場合
 - ・ 施設側の都合により利用できない場合
- 利用料の返金を希望する場合は、利用料返金申請書及び請求書を提出してください。

5. 利用前

- ポスターなどの掲示をご希望するものがありましたら、桑都テラス内に掲示および施設HPに掲載しますので、事前にお持ちください。
- 使用により施設や設備に損傷等が生じた場合は、復旧にかかる費用を負担していただくことになりますので、事前に使用する場所の写真を撮影しておいてください。

6. 利用中

- 必ず許可を受けた場所、時間、目的等を守ってください。
- 付属設備を傷つける可能性がある場合は、養生を行ってください。
- 施設や設備に破損・異常があった場合は、速やかにご連絡ください。
- 八王子市まちづくり公社職員が立ち入り検査を行う場合があります。

7. 利用後

- 利用した直後に利用した場所の写真を撮影してください。
- 施設や設備に破損等が発見された場合は、利用前後の写真を確認させていただく場合があります。
- 付属設備及び持ち込んだ備品等については、複数日の利用でも、一日ごとに撤去し原状に復してください。

IV 占用利用の注意点

1. 利用内容・目的

- 許可を受けた内容を理解のうえ、目的に沿った利用をお願いします。

2. 運営体制

(1) 主催者の責任

- 許可を受けた区域、内容、注意事項を遵守してください。
- 利用後は清掃し、利用前の状態に戻してください。
- 利用中もゴミ拾い等、にぎわい広場の美化に協力をお願いします。

(2) 安全管理・事故防止

- 利用中は安全に配慮してください。
- 利用企画書に緊急時の対応計画を記載し、予約窓口に提出してください。
- 万一、占用利用中又は占用利用に起因する事故が発生した場合は、関係機関に連絡・調整のうえ、責任・誠意をもって対応してください。
- 占用利用中に発生した事故等について、施設側（公社及び予約窓口）は一切の責任を負いません。

(3) 一般利用者・周辺住民への配慮

- 近隣には住宅があるため、音や煙、臭いには十分配慮してください。
- 近隣住民・町会に対して、利用内容の周知や承諾をお願いする場合があります。

(4) 公共交通機関の利用促進

- 本施設には駐車場がありませんので、公共交通機関または近隣駐車場の利用を促進してください。
- 車での来場が予測される場合は、近隣の駐車場を案内してください。

3. その他注意事項

(1) 飲食提供に伴う対応

- 必要となる関係機関の許可を受けたうえで、利用の申請をしてください。
- 調理器具など、汚れたものを施設内で洗わないでください。
- 調理等で生じた汚水は施設内に流さないでください。
- 飲食物を提供する際に、舗装（インターロッキング）や壁に油などの汚れが付着しないよう対策を講じてください。

(2) 車両の乗入れ

- 許可を得た場所以外への車両の乗入れは禁止です。
- 主催者に限らず、参加者を含む関係者がオートバイ・自転車等の乗入れ、駐車・駐輪した場合は注意してください。
- 許可を受けた車両は、乗り入れ、退出の時以外は、必ず車止めを設置してください。
- 荷物運搬用の車両は作業終了後、近隣の駐車場へ移動してください。

(3) 機材の搬入・搬出

- 機材や荷物の搬入・搬出は、周辺道路に車両を停車して行わず、必ず施設内で行ってください。
- 一時的な人の乗り降りや機材の積み下ろしについても、周辺道路に車両を停車させ

ないでください。

(4) 設備の利用

- 施設内電源設備の性能はコンセント1箇所(2口、3ピン対応)あたりそれぞれ1500W(100V、15A)となります。
- 1500Wを超える利用及びキッチンカーでの利用は禁止します。
- 容量を超え、ブレーカーが落ちた場合は、占用時間内の復旧はできません。
- テント(3m×6m、2張) ※テントを利用する場合は、設置・撤去の費用が別途発生します
※テントは、強い日差しを遮る時または雨天の時のみ使用可能です。施設の全体的な雰囲気を守るためそれ以外の場合は使用を控えてください。
※利用者によりテントが破損した場合は、必ず申し出てください。
- その他附属設備
丸テーブル(直径91cm 高さ72cm)10台、椅子 60脚、パラソル(直径270cm 高さ235cm) 7本
※使用後は元の位置に戻してください。複数日にわたる利用も同様、一日の利用後に元に戻してください。
※施設又は付属する器具を損傷した場合は申し出てください。

(5) その他

- 利用可能範囲外には装飾等を設置することはできません。
- 施設内にある桧は雨水を流すためのもののため、絶対に汚水を混入させないでください。
- 音出しを伴うイベントについては、周辺住宅への周知をお願いする場合があります。
- 複数日の利用において、付属施設を移動または使用するときは、一日ごとに撤去し原状に復してください。

【予約窓口】

HCL 合同会社(施設運営受託会社)

住所：八王子市南町 3-17 TOWA ビル 1F

電話：042(686)0500(代表)

受付時間：平日の10:00~17:00

(12月29日から1月3日までの年末年始を除く)

メールアドレス：support@hcl.design

【管理者】

一般財団法人 八王子市まちづくり公社

〒192-0083 八王子市旭町13番17号(3階)

電話：042(644)7611(代表)

FAX：042(644)7614

